

# ベトナム現地セミナー（財産登記法）

国際協力部教官

松尾 宣宏

## 第1 現地セミナー開催の経緯

ベトナムにおいては、現在、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」を実施中であるところ、同プロジェクトの成果には、「ビジネス関連法令について、法令間の不整合や多義的・不明確な規定の存在を抑制・是正し、法令の適切な理解と統一的な運用のために、司法省と首相府における法令の審査能力の強化」及び「民事紛争解決に資する実体法及び手続法の起草支援、刑事手続法の起草支援、法令の適切な理解に基づく統一的な運用に向けた助言・指導能力及び裁判・執行実務の能力向上」がある。

現時点では、ベトナムには、様々な法律に基づいて、様々な財産登録制度が混在している状態にあるところ、このような状況下、ベトナム司法省は、不動産、動産その他財産に関する権利を広く公示の対象とする、統一的な財産登記法の制定を検討している。

かかる財産登記法の制定は、2017年1月1日施行の2015年改正ベトナム民法典に定められた、不動産に関する所有権その他の権利は民法典その他財産登記に関する法令の規定に基づき登記される<sup>1</sup>（同民法106条1項）旨の規定の要請に沿うというだけでなく、様々な分野の財産をカバーする統一的な登録制度の構築を試みるという点で、上記成果の「法令の適切な理解と統一的な運用」に向けた活動として、最適なものである。

財産登記法については、2016年9月、ベトナム司法省職員らを対象とした第54回本邦研修<sup>2</sup>を実施し、また、同年11月に現地調査を行ったところであるが、これらに加え、ベトナム司法省職員だけでなく、広い範囲の政府の関係機関に対し、日本の不動産登記制度の経験や知見を共有することにより、財産登記法の制定の意義について理解を深めてもらうため、財産登記に関するセミナーを実施することとした。

## 第2 現地セミナーの詳細

### 1 日時・場所

2017年2月9日 午前8時30分から

パンパシフィックホテル（ベトナム・ハノイ市）

### 2 プログラム

#### (1) 講演「日本の不動産登記の構築と経済発展」

新井克美 氏（都城市代表監査委員，元横浜地方法務局長）

#### (2) 講演「財産の登記はどのようにあるべきか」

<sup>1</sup> ベトナム2015年改正民法と財産登記の関係については、松尾弘教授の論稿（ICD NEWS 第69号74ページ以下）に詳しい。

<sup>2</sup> 本邦研修の様子については、ICD NEWS 第69号134ページ以下に詳しい。

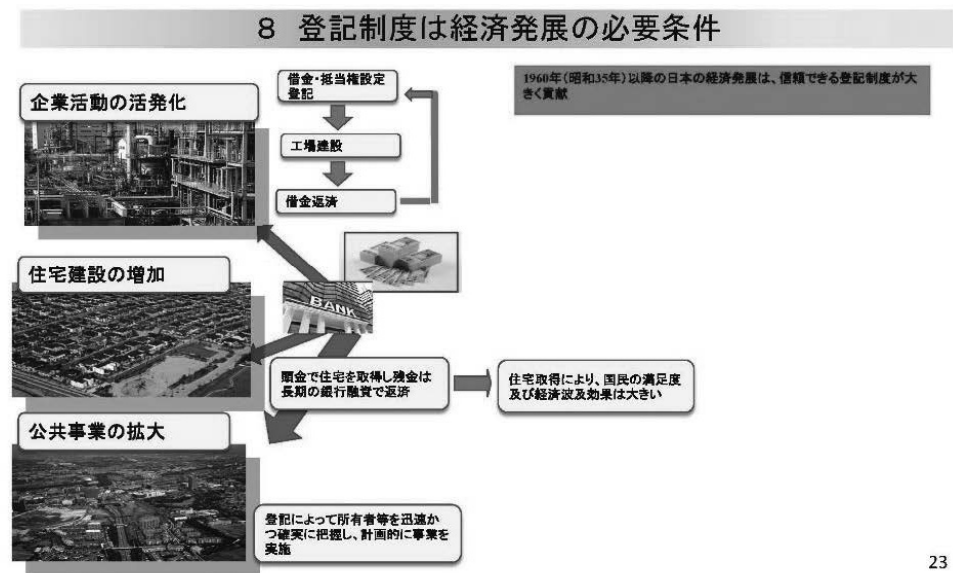
松尾弘 氏（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

(3) 意見交換（ベトナムにおける財産登記に関する法令の制定等に当たっての検討事項等について）

3 本セミナーの講演の概要等

(1) まず、講師の新井氏から、日本の不動産登記制度の歴史や、不動産登記制度が日本の社会・経済発展にどのように寄与してきたかについて、説明がなされた。

新井氏の説明は、権利内容の公示の明確性等、日本の不動産登記の利点に言及しながら、その経済発展に果たす役割についてもカバーするものであり、ベトナム側参加者は、皆真剣に聞き入っていた。



【新井氏の講演スライドから抜粋】



【新井氏による講演の様子】

(2) また、松尾教授からは、「財産の登記はどのようにあるべきか」と題して、財産登記の制度を整備することの利点、ベトナムで財産登記を整備する場合、どのような事項を登記すべきかなどについて、問題提起を含んだ講演がなされた。

松尾教授は、ベトナム 2015 年改正民法典の起草支援にも関与しており、民法との接続性を意識された講演は、参加者にとって、非常に興味深いものようであった。

<p>問1 財産の登記とは何か          問2 なぜ登記すべきか          問3 何を登記すべきか          問4 登記の効果は何か          問5 登記制度の理想は何か          問6 どのような財産を登記すべきか          問7 登記法は何を規定すべきか          問8 登記をどのように公開すべきか</p>	<p>問7 登記法は何をどのように規定すべきか</p> <p>(1) 登記法と民法の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民法は①誰が、②どのような財産に対し、③どのような権利が存在するか (①権利の主体、②権利の客体、③権利の内容・変動) について定めるための実体法</li> <li>・登記法はそのような権利の存在と変動をすぐに確かめ、証明することを容易にするための手続法</li> <li>・登記の効果は民法に規定される</li> </ul>
<p>問2 なぜ登記すべきか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財産登記のメリットは何か</li> <li>(1) 国家にとってのメリット             <ul style="list-style-type: none"> <li>①国家における財産の把握</li> <li>②財産の利用計画の策定</li> <li>③財産の有効利用の促進</li> <li>④租税の徴収</li> <li>⑤国民所得の向上, <b>国富の最大化</b></li> </ul> </li> </ul>	<p>(2) 市民にとってのメリット</p> <p>所有権の登記, 担保権の登記, 利用権の登記, …</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①権利の証明を容易にする</li> <li>②安全・確実な権利取得</li> <li>③財産の有効活用</li> <li>④<b>財産価値の最大化</b></li> </ul>

【松尾教授の講演スライドから抜粋】

### 3 質疑応答及び意見交換

その後、会場の参加者から広く質疑や意見を述べる機会が設けられた。

会場には、司法省だけでなく、住宅に関する政策を所管するベトナム建設省や、土

地の登録制度を所管するベトナム天然資源環境省の職員，銀行職員，法学の研究者等，様々な機関から参加者が来ており，質疑や意見具申も様々な角度から行われた。

### 第3 終わりに

今回，参加者は140名程度に及び，こちらの予想よりも多くの参加者が来場したことから，このトピックに関するベトナム側の関心の高さがうかがわれた。

今後，財産登記法制定に向けた支援は本格化することとなるが，今回盛況に終わった現地セミナーの熱が冷めないうちに，当部としてもJICA等関係機関と連携・協調し，効果的な支援活動を継続していく所存である。